

# 1990年代日本における入国管理政策と非行性の産出

## Japanese Government's Immigration Control Policy in the 1990's and the Production of Delinquency

倉 真 一

本稿は1990年代の日本における入国（移民）管理政策を、「非行性」の産出という観点から概観したものである。最初に1990年代の入国管理政策を画した1989年と99年の二度の入管法改正をめぐって、前者においては非正規外国人の存在が争点であったこと。しかし非正規外国人という存在が入国管理政策によって作り出されているために、非正規外国人の排除という政策意図は失敗したことを確認した。後者においては非正規外国人による外国人犯罪が焦点となり、入国管理政策を正当化する論拠としての「治安対策」が浮上してきたことを確認した。ついで上記の正当化とそれを支える外国人犯罪の否定的イメージそのものが、実は非正規外国人に対する排除の「意図せざる結果」として形成されたことが明らかになった。「違法性」を纏った「法律違反者」である非正規外国人を、その違法性を理由に排除していく末に産み出されていくのが、「非行性」とその所持者としての「非行者」—すなわち「外国人犯罪者」のイメージなのである。要するにフーコーが「監獄の失敗」にみたように、入国管理制度は自分の存在する根拠（＝非行性）を、自らの効果として産出するという自己準拠的な構造を有すといえるだろう。1989年改正入管法の失敗にもかかわらず、あるいは失敗ゆえに99年改正入管法と現在の入国管理制度は存続の根拠（正当性）を「治安対策」として、自らの産み出した「非正規外国人」と「外国人犯罪者」のうえに求めることができるのである。

キーワード：入管法改正、入国管理政策、非正規外国人、外国人犯罪、非行性の産出、言説

### 目 次

#### I はじめに

#### II 1989年改正入管法から1999年改正入管法へ

- (1) 1989年入管法改正 — 焦点としての非正規外国人—
- (2) 1999年入管法改正 — 焦点としての外国人犯罪—

#### III 外国人犯罪イメージの形成と変遷 — 在日イラン人関連の雑誌記事を事例に—

- (1) 「非合法」イメージと「コワイ」イメージ
- (2) 第一の排除と「犯罪者」イメージの形成
- (3) 第二の排除と「不良外国人」イメージの登場

#### IV 産出される非行性 — 入国管理制度の内部での —

## I はじめに

本稿は1990年代の日本における入国（移民）管理政策<sup>(1)</sup>（Immigration Control Policy, 以下では「入国管理政策」で統一する）の動向を、外国人犯罪をめぐる言説との関連で分析することを目的としている。具体的には、「不法（滞在・入国）外国人」を中心とした「外国人犯罪の増加」による「治安悪化」といった一連の語り口（＝言説）が産み出されることと、それがどのように入国管理政策と関連していくのか。その関連の仕方をフーコー（Foucault, M.）の「非行性」（delinquency）概念を手がかりにして検証する。

なお本稿のタイトルにあるように、筆者が日本の入国管理政策を概観するにあたって対象とした主な時期は「1990年代」である。ただしここで言う「1990年代」とは正確には西暦上の1990年代と完全には一致しておらず、二回の「出入国管理および難民認定法」（以下では「入管法」と略す）の改正—1989年入管法改正と1999年入管法改正—に挟まれた約10年の期間を意味している。

また「入国管理政策」とは、最も狭い意味としては法務省入国管理局によって、法律的には先述の「入管法」および「外国人登録法」（以下では「外登法」と略す）に基づいて執行される政策ということになるが、ここでは日本に入国・滞在する外国人移民を対象に実行される管理一般のことを指している。具体的には特定の在留資格を付与する／しないという形で外国人を法的にカテゴリー化したうえで、各カテゴリー間に不均等な権利状況を作りつつ、特定カテゴリーに対する監視、摘発や処罰、強制送還などの排除を行っていく政策とその執行の諸々がこれに該当するだろう。よって法・政策執行の主体としては法務省入国管理局に必ずしも限らず、警察や司法、その他の中央官庁、場合によっては地方自治体なども関連してくる。

以下ではまず、1990年代の入国管理政策を画した1989年と1999年の入管法改正について、改めて検証してみることにはしたい。

## II 1989年改正入管法から1999年改正入管法へ

1989年および99年入管法改正が行われていった背景を明らかにするために、1990年代への前史も含め概観する必要がある。ここでは1970年代末以降の新来外国人<sup>(2)</sup>の流入を三つの時期に区分している駒井の議論を参考に整理してみたい [駒井, 1999 : ch. 1]。

まず新来外国人の流入の第一の時期を駒井は「出発期」としており、1970年代末～1980年代前半がこれにあたる。この時期の流入の主要な形態は、①風俗産業に従事する女性の外国人労働者、②ベトナム、ラオス、カンボジアからのインドシナ難民、③中国帰国者二世・三世、④欧米系ビジネスマン、であった。

第二の時期は1980年代後半～1991年前半の「拡大期」である。「拡大期」における特徴は、その

名のとおり新来外国人の流入の増加にあり、好景気を背景にした労働力不足を埋めるように、以下のような多様な形態による低賃金外国人労働力の流入と自己実現を求める人々の流入がみられた。低賃金労働力としての、①資格外活動および超過滞在者からなる非正規な外国人労働者、②ラテンアメリカ諸国からの日系人、さらに③留学生や就学生がこれにあたる。

第三の時期は、1991年後半以降の「停滞期」である。この時期は長期不況下の労働市場の状況と後述するような入管法のある程度の影響を受け、①非正規外国人の増加は頭打ちとなるも、急減はせず微減にとどまっている。他方、②ラテンアメリカからの日系人は、バブル崩壊後も増加を続け、その後も微増傾向が続いた[駒井, 1999: 27-31]。

興味深いのは、それぞれの時期において新たな入国管理政策が模索され導入されていったことである。まず「出発期」では、1981年に「入国管理令」(1951年施行)が「出入国管理および難民認定法」に改正される。この改正の背景には、大量のインドシナ難民の発生にもかかわらず彼らを受け入れないことへの国際世論の批判に押される形で、日本が難民条約へ加入したことがあった。また難民条約が内外人の均等待遇を加盟国に義務づけていたため、特に社会保障に関して法の適用を日本人に限定していた「国籍条項」が撤廃された[田中, 1995: ch. 6]。

「入国管理令」から「入管法」への変更とは、難民ばかりでなく従来の入国管理制度が主要な監視と管理の対象とし諸権利から排除してきた在日韓国・朝鮮人などが救済される状況が生じるなかで、従来の枠組を維持しつつ入国管理制度の再編を図ったものといえるだろう<sup>(3)</sup>。

本稿が1990年代の入国管理政策を画するものとして注目する1989年と99年の入管法改正も、それぞれ「拡大期」と「停滞期」のなかで行われていった。これら二度の入管法改正が各時期においてどのように、また何を焦点に行われていったのか。以下でより詳細に検討してみることにしよう。

#### (1) 1989年入管法改正—焦点としての非正規外国人—

次の「拡大期」においては、1989年の入管法改正があった。当時は外国人労働者、特に「不法就労」「不法滞在」とよばれた非正規外国人のなかでも男性の外国人労働者の増加(摘発された男性の非正規外国人が女性のそれを上回ったのは1988年のことだった)が、社会的に大きな注目を集めるようになっていた。この社会問題化した「外国人労働者」問題を政策議論と結びつけるのに重要な意味を持ったのが、国民的な論争にまでなった「開国・鎖国」論争であった<sup>(4)</sup>。

「開国・鎖国」論争それ自体は、何らの具体的な結論や社会的コンセンサスを導くものではなかった。ただし論争につけられた名前(「開国・鎖国」)が象徴するように、当初から「外国人労働者」に対して「国境」を「開放」するか「閉鎖」するかという二者択一を軸に論争が展開されたことは、結局のところ論争の内部において、ある前提が共有されていたことを示している。「国境」を「開放」/「閉鎖」する主体、すなわち国境管理、外国人管理の主体としての国家の正当性が、論争内部での見解の著しい対立にも関わらず(あるいは激しい対立ゆえに)、そこでは疑問

に付されることなく当然の前提として暗黙のうちに再確認されていたのである。

「開国・鎖国」論争の後を受ける形で本格化した入管法の改正作業は、この国境管理・外国人管理主体としての国家の正当性の再確認を受けて行われることになる。そこでの焦点とは、まさに「不法就労者」「不法滞在者」の増大にどう対処するかということであった。だが小井土がアメリカの入国管理政策に関して端的に指摘しているように、「非合法」移民とは国家がその入国管理政策を通じて作りだしたものである〔小井土, 2000: 45〕<sup>(5)</sup>。日本の1980年代における入国管理政策が新たに来住する外国人に対して、「単純労働」とよばれた非熟練労働を禁止していたことが、働くことや滞在すること自体が非合法的な多数の「不法就労外国人」「不法滞在外国人」を作りだし、そのように産み出された非正規外国人が労働力として利用されていく。これが「拡大期」の実相であったといえよう。では国家は自ら産み出したこれら「非合法」な外国人に対して、具体的には1989年入管法改正を通じていかに対応していったのか。

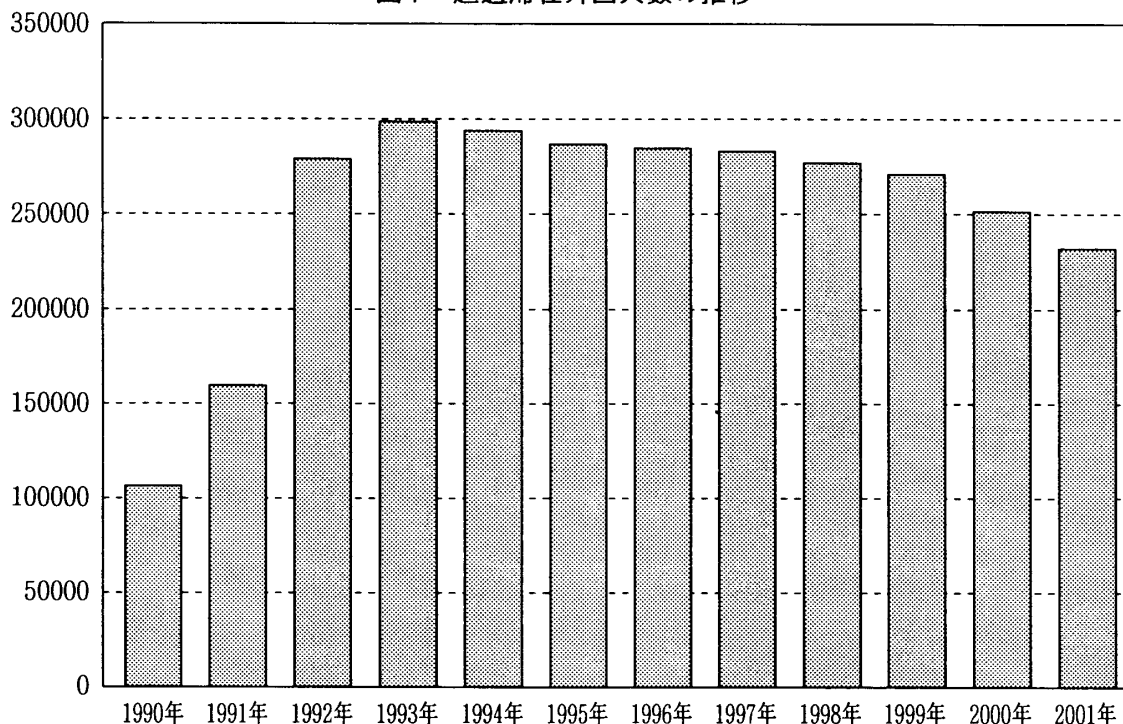
1989年改正入管法の特徴の第一は、非正規の外国人労働者を排除するために「雇用者罰則規定」が新設されたことである。第二に日系人（日本人の配偶者および子、孫）の日本への滞在・就労に関する規定が緩和されたこと。これは先述の「拡大期」におけるラテンアメリカからの日系人の大量流入につながった。第三に研修生に関する規定の緩和がなされたこと。外国人研修生制度は技術・技能の習得を通じた国際協力、技術移転という主旨とは別に、現実には「研修生」という名の低賃金労働力の供給源となっている。

法改正の大枠として非正規の外国人労働者を排除しつつ、かわりに日系人や研修生といった別の形で合法的な外国人労働力の導入が図られたようにみえる<sup>(6)</sup>。しかしその政策意図とは裏腹に、最大の焦点であったはずの非正規外国人に関して言えば、法改正後もその数は著しい増加を示したのであった（図1）。

図1は超過滞在いわゆるオーバーステイの外国人の推定数である。これにはいわゆる密入国者などは含まれないが、非正規外国人のおよその動向を知るのに便利である。それによると改正入管法が施行された直後の1990年7月において、約10万人であった超過滞在外国人の数は翌年5月には約21万人、さらに1年後の92年5月には約29万人に達した。入管法改正から2年弱の間に超過滞在外国人の数は、3倍近くも増加したのであった。だとすれば1989年改正入管法とは、その政策意図からすれば大いなる「失敗」であったといえよう。

ではなぜ1989年改正入管法は、その最大の焦点であったはずの非正規外国人の排除に「失敗」してしまったのか。まず指摘すべきは、1989年改正入管法は非正規外国人に関するかぎり従来の入国管理政策の延長線上にあった、あるいは延長線上にそれを一層強化したものだということである。だが排除的政策のなかで特定の外国人に対して「非合法」のレッテルが付与され、「不法就労外国人」「不法滞在外国人」というカテゴリーが産み出されてきたことを思えば、その強化は非正規外国人を減少させ消滅させるよりも、むしろ存続させることになるだろう。

図1 超過滞在外国人数の推移



（資料） 法務省入国管理局「本邦における不法残留者数について（平成13年1月1日現在）」、  
<http://www.moj.go.jp/>の第1表より筆者作成。

（注） 1990年は7月1日現在、1991～1996年は5月1日現在、1997年以降は1月1日現在の超過滞在者推定数である。

そのうえで次の点を簡単に指摘しておきたい（以下については[倉, 1993]を参照）。第一に改正の目玉であった「雇用者罰則規定」（非正規外国人を雇用していた者を「不法就労助長罪」として処罰することで、非正規外国人の排除を目指す）は、現実の立法過程やその後の法執行過程のなかで事実上有名無実化してしまったこと。その結果、雇用者側が摘発される可能性は低く、非正規外国人の摘発される可能性は相対的に高いという状態はそのまま維持されたこと。摘発される可能性における両者間のこの格差が、後で述べる企業・雇用主と彼ら非正規外国人間の力関係における格差に反映していったこと。

第二に改正入管法によってより明確になった外国人労働者の「合法」/「非合法」という基準を軸に、外国人労働者内部の階層分化が進行したこと。非正規外国人はこの階層分化のなかで、主に中小・零細企業における相対的に低賃金な労働力として日本社会に構造的に組み込まれていったこと。

第三に構造的に組み込まれたという時、それは単なる低賃金労働力であるというにとどまらず、受入企業や雇用主にとって労働力需給に柔軟に対応できる、換言すれば必要に応じて利用し必要がなければ切り離し排除できる、周回的労働力として組み込まれていったということ。そしてそのような周回的労働力としての性格をより強めていたのが、非正規外国人に対する「非合法」のレッテルの国家による付与であったこと（例えば「合法的な」労働者を解雇するには、雇用主

にとって様々な社会的・経済的費用の負担や法的に正当な手続きが必要になるが、それと比べれば「非合法」労働者の場合、そのような費用も負担せず法的手続きを無視して一方的に解雇することも容易になるだろう)。ただし非正規外国人の周回的労働力化、逆に言えば企業や雇用主にとって彼らを利用することの効用が明らかになり、「非合法」のレッテルを背景にした雇用主に有利な力関係の格差が表面化するの、好景気下の「拡大期」よりもむしろ景気後退下の「停滞期」においてであったこと。

以上の点もふまえて言えば、非正規外国人とは「非合法」な存在として市民社会の外側に排除されることによって、逆に日本社会の中に構造的に組み込まれていくという逆説的な存在であった。そしてこの逆説の結果として、1989年入管法改正の「失敗」があったと整理することが出来よう。ではこの滞留していった非正規外国人たちは、次の「停滞期」における入国管理政策のなかで、どのように捉えられていったのだろうか。

## (2) 2000年入管法改正—焦点としての外国人犯罪—

「停滞期」における入国管理政策の展開を概観することから始めてみよう。「停滞期」に入ると、まず非正規外国人に対する摘発が強化されていった。1993年には法務省入国管理局のなかに摘発に専従する特別調査チームが発足している。また定期的に非正規外国人の集中摘発キャンペーンが行われるようになったのも、この時期からである[駒井, 1999: 72]。1991年以降の摘発の強化については、丹羽も同様の指摘を行っている[丹羽, 2002: 237]。

また興味深いのは、摘発の対象となる事例に一定の特徴が見られることである。駒井の整理によれば、主に摘発の対象とされているのは非正規外国人による、①「娼集」、②「売春」、③「集団稼働」、④「集団居住」、⑤「薬物」の密売、⑥「風俗産業」での資格外就労であり、それ以外についてはほとんど手がつけられていない[駒井, 1999: 72-73]。この六つのカテゴリーから明らかになるのは、①③④のように大勢の外国人が群れ集まっている状況＝可視性が高い外国人と、②⑤⑥のようにいわゆる「被害者なき犯罪」、社会的に承認されておらず法的にも禁止(規制)されている商品や個人的サービスを直接的な交換において獲得する状況に商品やサービスの提供者として関わっている外国人が、「風紀」を「紊乱」する者として摘発対象になっている点であろう。

一方では可視性が高いゆえに目立つ外国人と、「風紀」を「紊乱」する者と見なされる外国人が摘発され(＝「風紀」回復、「治安」維持への取り組み!)、他方では非正規外国人の多くは摘発される可能性を常に感じつつではあるが滞在や就労を続けていく。問題なのは非正規外国人の滞在・就労ではなく、むしろ非正規外国人が可視的になっている(＝目立つ)ことなのである。そして入国管理局や警察といった当局による定期的に繰り返される摘発とは、マスメディアも動員して行われる(例えば、警察や入管への密着取材を売りにした「〇〇警察24時間」といったテレビ番組における外国人売春婦や薬物売買、「オーバーステイ」の寝込みを襲う摘発シーンを想起せよ)、「法執行があたかもつねに忠実に実行されていくかのように印象づけ」[小井土, 1992:

103] る大がかりな演出といえる。

このように非正規外国人の排除が繰り返されるなかで、入管法の新たな改正が行われ1997年に施行される。この改正における主要な目的は、非正規外国人の新たな流入ルートとしての集団密航や不法入国を防止することである。その改正内容としては、①「集団密航に係る罪」の新設、②「集団・単独密航を問わず密航を助長・援助する罪」の新設、③「関連規定の整備」があげられる。そのうち①は集団密航者の上陸や入国、輸送や掩蔽・避難に直接・間接に係わった者を処罰するもので、②は不法入国や不法上陸を営利目的から容易にした者や退去強制を逃れさせる目的で不法入国者、不法上陸者を隠蔽・避難させた者を処罰するものである。なお③の「関連規定」とは、「不法入国者」を有効な旅券を所持していない外国人から旅券を所持していても上陸許可を得ていない外国人にも拡大する規定、密航を助長・援助した外国人を退去強制の対象にする規定、法人や国外での上記の犯罪も処罰の対象にする規定が含まれる。

この改正の特徴を丹羽は「不法入国者」の範囲の拡大、強制退去者の拡大、不法入国・不法上陸をさせる行為に加え未遂処罰や細かい予備行為の処罰の対象化および処罰の重罰化などによる治安強化であるとしている[丹羽, 2002: 238-239]。以上のように1997年施行の改正入管法は、1980年代末から90年代初頭にかけて主流だったビザの相互免除協定による入国や「就学ビザ」等による入国が困難になるなか増加した、「集団密航」や「不法入国」といった形での非正規外国人の入国をターゲットにしたものといえるだろう。

その後の1999年改正入管法では、さらに国内での就労と入国に加えて非正規外国人の滞在那ものが処罰の対象になった点に特徴がある。その第一の特徴は、「不法在留罪」の新設であり、これにより「不法残留」(オーバーステイ)同様、密入国等で「不法に入国・滞在」する者も時効なしに刑事罰の対象になる。第二に強制退去後の入国拒否期間の延長。強制退去になった者は従来ペナルティーとして「1年間」再入国できなかったが、その期間を「5年間」に延長する。第三に再入国許可の有効期限を「1年を越えない範囲内」から「3年を越えない範囲内」に緩和する、となっている。

また同時に改正された外国人登録法の主要な改正内容は、第一に前回(1992年)の外登法改正で永住外国人の指紋押捺制度が廃止されたのに続き、永住資格を持たない外国人の指紋押捺義務も廃止する。第二に外国人登録証の常時形態・提示義務は存続される。第三に永住者の登録証明書の切替期間を「5年ごと」から「7年ごと」に延長する、などとなっている。

1999年における両法律の改正に関しては、永住資格を持たない外国人に対する指紋押捺義務の廃止のように、外国人の権利向上に資するような改正内容が外登法に盛り込まれる一方で、入管法に「不法在留罪」が新設された結果、就労・入国に加えて「不法入国者」を含むすべての非正規外国人の滞在那が処罰の対象としてカバーされることになった。これはいわば彼ら非正規外国人の生活すべてが摘発の対象となったに等しいことを意味し、人権上の問題を多く抱えている。この背景には入国管理政策を通じて治安強化するという、改正入管法が持つ強い指向性の存

在が指摘できる。実際に改正前の閣議決定（1999年3月8日付）においては、「不法入国者」や「不法上陸者」といった非正規外国人の存在が「我が国の治安に与える悪影響が大きい」ことが「不法在留罪」の新設の理由として述べられている。また外登法において敢えて外国人登録証の常時携帯・提示義務と違反への罰則が残された理由も治安管理にあったと思われる。

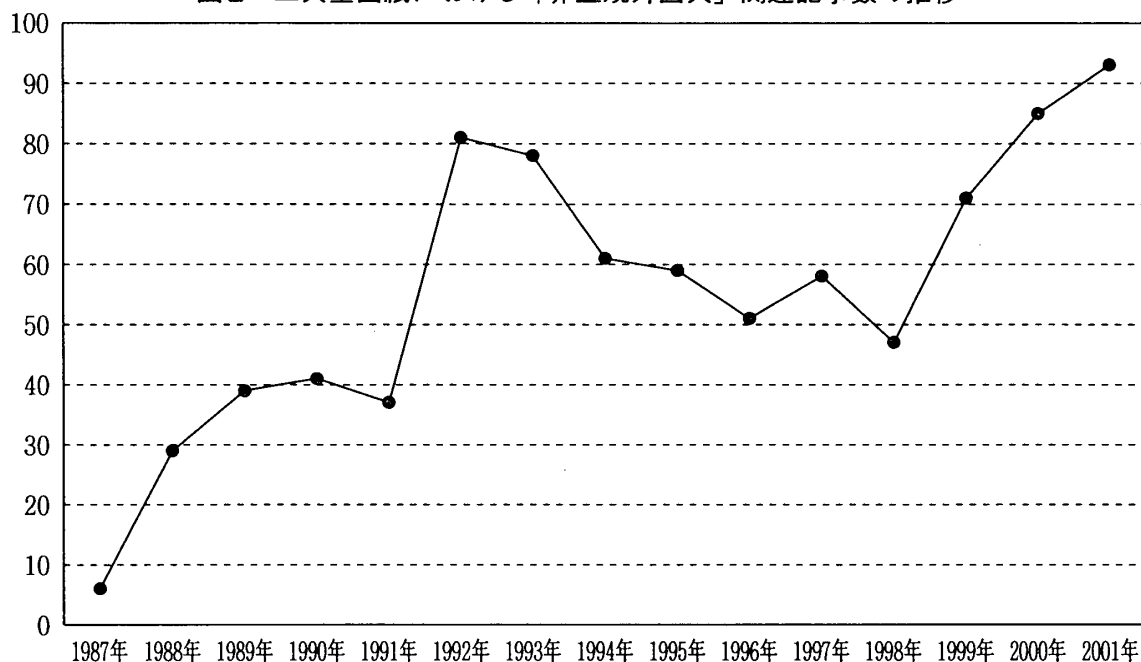
このことは入国管理政策の焦点が、従来の「不法就労」「不法滞在」といった「非合法」の非正規外国人が存在すること（もっと正確に言えば可視的＝目立つこと）を問題視するだけでなく、かれら非正規外国人が起こす「外国人犯罪」による「治安の悪化」も焦点とするものへと変化していったことを示している。同様の認識は警察当局によっても、「来日外国人による凶悪犯の検挙人員251名に占める不法滞在者137名の割合は54.7%と高く、不法滞在者の存在が治安への脅威になっている」（『1999年度版警察白書』11頁）といった形で述べられている。はたして外国人犯罪の増加や凶悪化といった認識がどの程度の現実妥当性を持つのかは、別途慎重に検討されなくてはならない<sup>(7)</sup>。ここではマスメディアにおける非正規外国人と外国人犯罪に関する報道の数的動向から、「拡大期」から「停滞期」にかけて生じた先述の入国管理政策における焦点の変化が、マスメディアにおいても共有されていたことを指摘しておこう。

下記の図2と図3は、三大全国紙（朝日、毎日、読売の三つ）の記事において、記事タイトル中に「外国人」とともに「不法」、あるいは「犯罪」というキーワードが含まれる記事数の推移を示したものである<sup>(8)</sup>。図2によれば「不法」と「外国人」というキーワードが同時に含まれる非正規外国人を取り上げていると思われる記事数は、1989年入管法改正が行われる直前の1988年から増えはじめ、概ね40件前後で「拡大期」後半は推移していった。その後「停滞期」に入り1992～93年にかけて80件前後で推移し、その後はやや件数が少なく50～60件前後になり、1999年以降は再び増加しはじめている。これは非正規外国人に対するマスメディアの関心が、1989年改正入管法の前後に高まり、その後も「停滞期」における摘発の強化や1999年改正入管法にみられる法規制の強化と連動しつつ維持されてきたことを示すと思われる。

一方、外国人犯罪への関心はどうであろうか。「外国人」と「犯罪」の二つのキーワードが同時にタイトルに含まれる記事数の推移を図3でみると、まず「拡大期」においてその数は一桁台と極めて少ない。それが「停滞期」に入る1991年～92年にかけて記事数が30前後まで上昇、その後はやや低下傾向を示し、1995～96年には10件まで低下する。しかし1997年以降はその数が増加傾向を示すようになり現在に至っている。これは外国人犯罪に対する関心が主に「停滞期」以降のものであることを示す。なかでも特に興味深いのは、1997年と99年において記事数がある前後の年と比べて多いことであり、外国人犯罪への関心の高まりと「停滞期」における二度の入管法改正との関連を伺わせる。



図2 三大全国紙における「非正規外国人」関連記事数の推移

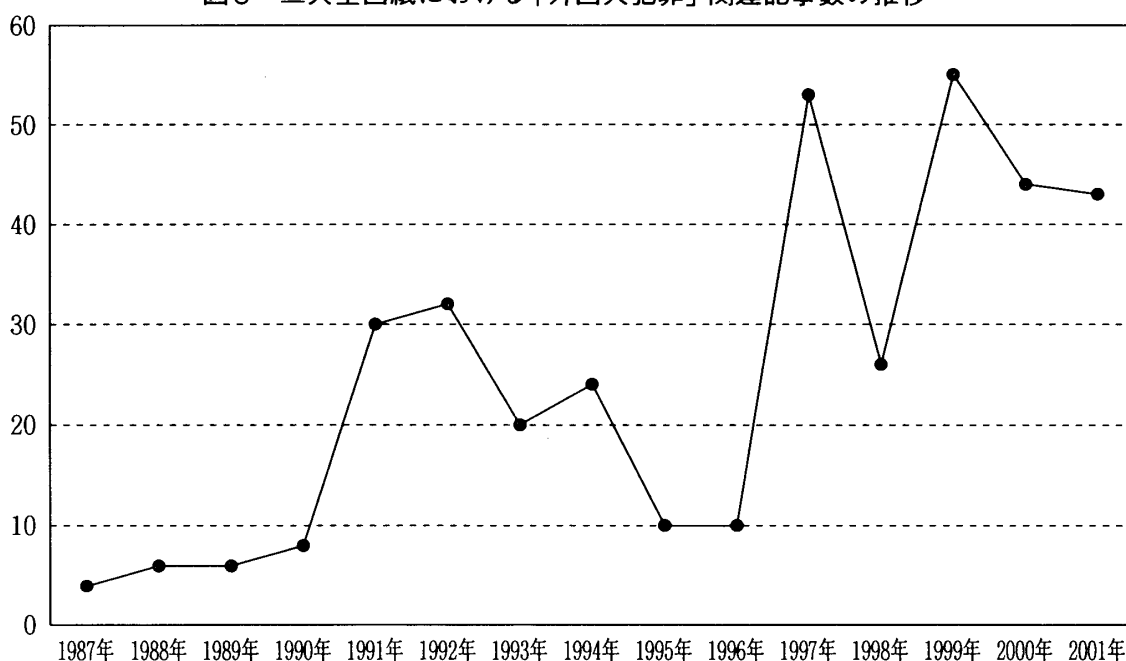


1987年 1988年 1989年 1990年 1991年 1992年 1993年 1994年 1995年 1996年 1997年 1998年 1999年 2000年 2001年

(資料) @niftyの新聞記事横断検索 (<http://www.nifty.com/QXCN/>) より筆者作成。検索条件は「不法」と「外国人」の二つキーワードが記事タイトル中に同時に含まれること。

(注) 全国紙としては他に産経新聞があるが、収録期間が1990年9月6日以降のため除外した。

図3 三大全国紙における「外国人犯罪」関連記事数の推移



1987年 1988年 1989年 1990年 1991年 1992年 1993年 1994年 1995年 1996年 1997年 1998年 1999年 2000年 2001年

(資料) @niftyの新聞記事横断検索 (<http://www.nifty.com/QXCN/>) より筆者作成。検索条件は「外国人」と「犯罪」の二つキーワードが記事タイトル中に同時に含まれること。

(注) 図2に同じ。

次では「停滞期」において入国管理政策の焦点となり、マスメディアにおいても注目されるようになった「外国人犯罪」への関心とそのイメージがどのように形成されていったのかを分析してみたい。その対象として「拡大期」の末期に日本への流入が本格化し、「停滞期」に入ると景気後退の影響を最も強く受けながら同時に入国管理政策のなかで排除されていったイラン人のイメージの変遷を追ってみることにする。

### Ⅲ 外国人犯罪イメージの形成と変遷

#### —在日イラン人関連の雑誌記事を事例に—

筆者はすでに、雑誌記事のなかに現れるイラン人イメージの分析を行ったことがある〔倉, 2000〕。本稿ではイラン人を扱った雑誌記事のうち、非正規外国人としてのイラン人を取り上げた記事とイラン人がらみの犯罪を取り上げた記事の二つに注目して再分析を行いたい。その際、特に入国管理政策との関連でイラン人イメージの推移を考察していく。

分析の対象となった雑誌記事は、大宅壮一文庫が収集している雑誌に掲載されたものであり、そのなかから日本に滞在するイラン人に関する雑誌記事を検索するため、同文庫が編集している『大宅壮一文庫雑誌記事索引CD-ROM版』各年版(1988~2000年)を用いて雑誌記事見出しのキーワード検索を行った。検索語(キーワード)は「イラン人」とし、出力された検索結果のうち、①明らかに日本以外のイラン人に関する記事、②個々のイラン人が起こした個別の刑事事件のみに関する記事、③非正規外国人およびイラン人がらみの外国人犯罪に直接関係がないと見られる記事、の三つは分析から除外した。では残りの分析対象となる「非正規外国人としてのイラン人」と「イラン人がらみの犯罪」に関する記事とは具体的には、前者が「不法就労」や「不法滞在」といった非合法性を示す表現が見出し中にあるか、「摘発」や「排除」といった非合法性を理由に行われる行為の対象にイラン人がなっていることを示す言葉が見出し中に含まれる記事を示す。対して後者は入国管理政策によって付与される違法状態(例:不法滞在、不法就労)を除いたすべての犯罪行為に関する言葉(例:偽造テレカ、麻薬、殺人など)が見出し中に含まれる記事のことである。

以下では分析対象となる記事を、三つの時期に分けて分析する。三つの時期はイラン人に対する排除的政策が実行された二つの出来事、すなわち1992年4月のビザ相互免除協定の停止=事実上の新規入国の禁止と1993年夏の代々木公園の「リトル・テヘラン」の閉鎖=公的空間からの排除、によって画される。以上のような時期区分を行う訳は、後述するように「外国人犯罪」に象徴されるネガティブなイメージの成立と変遷が、この時期区分とよく一致するからである。まずここで三つの時期区分を明確にしておこう。最初の第Ⅰ期は、来日するイラン人が増加を始めてから、1992年4月のビザの相互免除協定の停止によって新たな来日が激減し、日本におけるイラン人の数がピークから減少に転じるまでの1990年~1992年5月までの時期になる。続く第Ⅱ期

は1992年6月～1993年8月までで、日本におけるイラン人最大の「たまり場」であった代々木公園の「リトル・テヘラン」が最終的に閉鎖され、「公園」などの公的空間から排除されるに至るまでの時期である。第Ⅲ期は1993年9月～現在に至る時期である。分析対象となる雑誌記事の一覧は、各時期ごとに表1～3に掲載している。

#### (1) 「非合法」イメージと「コワイ」イメージ

第Ⅰ期において最初に現れた非正規外国人に関する記事は、1991年末の二つの記事である（『FRIDAY』1991.12.20, 『アサヒグラフ』1991.12.20）。この時期は既に「拡大期」から「停滞期」に入っており、上野公園などに蝟集するイラン人への摘発が強化されつつあった。摘発の対象としてのイラン人は、景気後退で職も住もなくホームレス化した野宿者として描かれる。「野宿するイラン人に厳しすぎる…」「…寒さ身にしむイラン人野宿者」といった表現からは、これら非正規イラン人が同情を寄せられる客体（「カワイソウ」なイラン人）としてイメージされていることがわかる。その後1992年に入ると記事見出し中に「不法就労」「不法滞在」といった「非合法」性を直接的に表現する言葉が出てくるようになる（『週刊プレイボーイ』1992.2.18, 『アサヒグラフ』1992.4.17）。これは1992年4月にはイラン人の日本への流入を止めるためビザの相互免除協定が停止されるが、その直前の時期までにはイラン人を「非合法」な存在としてみる視線が一般化しつつあったことを示すと思われる。

イラン人を「非合法」な存在としてみる視線が一般化するなかで、彼らに対する否定的なイメージが雑誌記事に出てくる。「イラン人“大増殖”で上野の山は困った困った このままでは花見もできない!」（『週刊文春』1992.3.12）はその最初のケースである。記事中でイラン人たちは地域社会のトラブル・メーカーであり、トラブルの原因は彼らの「自由奔放、やりたい放題」の振る舞いに帰せられる。また彼らの「やりたい放題」の一つとして、「スリ、万引き、カツアゲ」などの犯罪行為も挙げられていく。ここではイラン人はもはや同情を寄せられる客体としてポジティブにイメージされるのではなく、「自由奔放で、やりたい放題」の主体とされる彼らは、極めてネガティブにイメージされている（「コマッタ」「コワイ」イラン人）。奥村によれば異質な他者のイメージがネガティブな主体のその場合（例えば「コワイ」）、そのような異質な他者への対処の技法は他者を当該社会から「排除」することである〔奥村, 1998: 108-109〕。そして実際に『週刊文春』のこの記事は、最後に「イラン人はもういらん」という排除の言辞で締めくくられることになる。

第Ⅰ期において、イラン人の「非合法」イメージと排除への方向性を持った「コマッタ」あるいは「コワイ」イメージが現れてきたことをみた。これら両方のイメージが揃った後、ビザ相互免除協定の停止という形で入国管理政策上の「排除」が行われていった。確かに「コマッタ」「コワイ」イメージは他者を当該社会から「排除」する方向性を持つが、それだけでは実際の排除は行われず「非合法」イメージによって「排除」が法的に（あるいは政治的、社会的にも）正当化さ

れて、初めて実際の「排除」が政策として行われる。同じことは逆からも言えるだろう。単に「非合法」イメージだけでは「排除」するのは難しく、「コワイ」イメージによってはじめて明確な「排除」への方向性を与えられることになる。これは例えば「非合法」であっても「カワイソウ」な他者であったなら、その他者を「排除」することは良心の呵責や「弱い者いじめ」との誹りを怖れるなどして、実際には困難になるだろうことからわかる。

表1 第Ⅰ期における「非正規」および「犯罪」関連のイラン人雑誌記事一覧

1991.12.20	深夜の上野公園で大捕物!? 野宿するイラン人に厳しすぎる「日本の冬」(『FRIDAY』)
12.20	上野の山は、いまや「リトル・テヘラン」「追い出し作戦」で寒さ身にしむイラン人野宿者(『アサヒグラフ』)
1992. 2.18	イラン人不法就労問題に見える“自国民とも付き合えない日本”(『週刊プレイボーイ』)
3.12	イラン人“大増殖”で上野の山は困った困った このままでは花見もできない!(『週刊文春』)
4.17	“不法”イラン人の追放作戦で消える!? 代々木公園「リトル・テヘラン」の春(『アサヒグラフ』)
5. 3	<グラビア>急増! 帰りたくないけど帰るイラン人 *日本の不景気とビザ免除の停止で自ら強制退去を求めて出頭するイラン人が急増(『週刊読売』)

(資料) 大宅壮一文庫編『大宅壮一文庫雑誌記事索引 CD-ROM版』紀伊国屋書店、各年版より作成。  
検索語=イラン人。

## (2) 第一の排除と「犯罪者」イメージの形成

第Ⅱ期において、「犯罪者」としてのイラン人イメージがはっきりと姿を現す。イラン人の犯罪を直接とり上げた雑誌記事が出てくるのは、ビザの相互免除協定の停止という入国管理政策上の第一の排除が行われてから間もない1992年6月のことであった(「コロンビア麻薬カルテル日本に侵攻中 運び屋はイラン人と共にやってくる」『週刊文春』1992.6.18)。その後1992年末から1993年にかけて、イラン人犯罪記事の数は激増する。

なかでもイラン人の犯罪の舞台として盛んにとり上げられたのが、イラン人の最大の「たまり場」だった代々木公園の「リトル・テヘラン」であった。1992年末の記事「東京のリトル・テヘラン 堂々麻薬密売のイラン・マフィア 原宿・代々木公園はアヘンや大麻、変造テレホンカードが取引される」(『AERA』1992.11.20)を皮切りに、1993年に入るとリトル・テヘランは「カオス」(=混沌・無秩序)と形容され、潜入ルポの対象になり(『週刊プレイボーイ』1993.4.6, 『宝島』1993.4.24)、ついには「日本人が近寄れない」(『週刊読売』1993.4.25)ような「コワイ」場所とされていく[町村, 1999: 193-194]。

代々木公園(リトル・テヘラン)のなかのイラン人による犯罪やトラブルを強調する一連の記事が大衆雑誌を含めたマスメディアで盛んにとり上げられた後、代々木公園のイラン人に対する公園を管理する東京都や治安当局による取り締まりは強化され、やがて「不法滞在者のい集」は「犯罪の温床」であるとして「排除」の対象になっていく[町村, 1999: 201]。その結果、いくつか

の段階をへて代々木公園からイラン人は閉め出され、1993年の夏までに「リトル・テヘラン」は完全に姿を消すことになった。

表2 第Ⅱ期における「非正規」および「犯罪」関連のイラン人雑誌記事一覧

1992. 6.18	コロンビア麻薬カルテル日本に侵攻中 運び屋はイラン人と共にやってくる（『週刊文春』）
8.12	<インタビュー>上野のイラン人 お金ない、疲れてる。アラーの神にも祈れない。日本人の心、少し寂しい *偽造テレカの売買など（『VIEWS』）
11.10	東京のリトル・テヘラン 堂々麻薬密売のイラン・マフィア 原宿・代々木公園はアヘンや大麻、変造電話カードが取り引きされる（『AERA』）
1993. 2.25	ナント暴力団員に夜の新宿で“一人歩き禁止令” *イラン人、コロンビア人マフィアにねらわれる暴力団員（『週刊宝石』）
3.28	トンカツは“いらん”に仰天 大阪府警の「イスラム体験」 *大阪城公園で不法滞在イラン人の集中摘発（『週刊読売』）
4. 6	在日イラン人達の光と陰 カオスの代々木公園潜入ルポ 恐喝事件の真相から、偽テレカ、3000円麻薬の現状まで（『週刊プレイボーイ』）
4.24	代々木、新宿、上野・噂のイラン人スポットに潜入!! ドラッグまで売られていた!! イラン人マーケットの実態（『宝島』）
4.25	グラビア 潜入ルポ 日本人が近寄れない 代々木公園の“リトル・テヘラン”（『週刊読売』）
5.	<グラビア>警視庁が公安予算獲得で在日外国人対策を強化へ 日曜日の代々木公園はイラン人と公安の睨み合い（『噂の真相』）
5.27	大座談会 不法滞在イラン人にも言わせろ 「代々木公園締め出しはネオ・ナチと同じだ」（『週刊文春』）
5.28	102人摘発 代々木公園「史上最大のイラン人狩り」現場撮った!（『FRIDAY』）
5.29	リトル・テヘラン 代々木公園を“閉め出された”イラン人の行方（『週刊時事』）
5.30	グラビア 「なぜボク達だけが…」締め出されたイラン人の行方を追う（『サンデー毎日』）
6. 1	日曜日の代々木公園で、まるで掃除感覚の大規模“不法滞在者狩り”イラン人を日本からポイ捨てしていいのか!?!（『週刊プレイボーイ』）
6. 4	イラン民族大移動東京縦断北上中 目標は池袋か大宮か 上野、代々木公園を追われた新たな情報交換地を探す砂漠の民（『週刊朝日』）
7.	警視庁公安部の「イラン人逮捕」でっ上げの無謀さを衝く *2月5日イラン人2名を恐喝容疑で逮捕（『噂の真相』）
8.26	グラビア 原宿の「イラン戦争」（『週刊新潮』）
8.27	3ヶ月ぶり開放の直後に イラン人 vs ロッカー「代々木公園の大乱闘」（『FRIDAY』）

（資料）表1と同じ。

（注）表からは個別の刑事事件報道は除外した。除外した件数は、92年3件（原宿スタイリスト殺人3件）、93年5件（原宿スタイリスト殺人1件、ローマ・女子大生レイプ事件4件）。

ここでも第Ⅰ期と同様、イラン人の「非合法」イメージ（「不法滞在者のい集」）が、「犯罪者」イメージ（「犯罪の温床」）と結びつくことによって実際の排除＝代々木公園からの締め出し（リトル・テヘランの閉鎖）が行われていったことがわかる。さらにいえば第Ⅰ期から第Ⅱ期へのイラン人イメージの変化をみると、第一の排除（＝ビザの相互免除協定の停止）の直後にイラン人

の「コワイ」イメージがさらにその「コワサ」を増し、その結果として「犯罪者」イメージが出現したように思われる。

先述の奥村は、「排除」という（異質な他者への対処の）技法の持つ問題点について次のように論じている。「排除」という技法は、「必ず成功しないで、ある悪循環をたどる。ある他者が「コワイ」。だから彼との接触を断つ。そうすると彼が「どのような人」かはさらにわからなくなり、なにをされるかもっと予測不可能になる。「排除」によって、他者はむしろ私の制御を越えた「主体」である度合い（「コワサ」）を増していくのだ。だからさらに接触ができなくなり、そうすると彼らはさらに「コワク」なり、だから…」[奥村, 1998: 109]。だとすれば、第二の排除はさらにイラン人の「コワサ」を増す結果を、上記の悪循環を繰り返すことになるだろう。

### (3) 第二の排除と「不良外国人」イメージの登場

「リトル・テヘラン」消滅後、イラン人は日本社会のなかでより目立たない＝不可視な存在になっていった。しかしこの不可視化こそが、イラン人イメージを変化させていくことになる。第Ⅲ期におけるイラン人の犯罪を扱った雑誌記事の見出しには、第二期のそれとは違うある特徴が認められる。イラン人の犯罪が「裏」（『マルコポーロ』1993.9）、「闇」（『マルコポーロ』1995.2, 『週刊ポスト』1996.11.8 & 1996.11.15）、「黒」（『SAPIO』1993.9.23）、「夜」（『FRIDAY』1994.6.10）、「陰」（『週刊実話』1999.6.3）といった、「見えないこと」＝不可視性と同時に「罪」や「悪」、「非合法」性をも同時に象徴するような言葉で表現されるようになった点である。

表3 第Ⅲ期における「非正規」および「犯罪」関連のイラン人雑誌記事一覧

1993. 9.	徹底追跡 誰も書けなかった在日イラン人裏社会（『マルコポーロ』）
9. 7	代々木公園乱闘事件、警察の取り締まりで分かった 日本社会はイラン人に冷たすぎるぞ（『週刊プレイボーイ』）
9.10	これがイラン人密売組織の「テレカ製造機」いまや40万円、変造カードは急増中（『FOCUS』）
9.23	刑事政策学からの提言 代々木公園のイラン人締め出しなど何の役にも立たない！（『SAPIO』）
9.23	外国人犯罪黒書 国際歓楽街新宿新事情「イラン人は麻薬を確実に裁き、ナイフの殺しがうまい！」不良・不法滞在者を探る日本のヤクザと中国・コロンビアマフィア（『SAPIO』）
10.15	<グラビア>WANTEDキャベツ畑の中のイラン人 *農家で不法就労するイラン人たち（『週刊朝日』）
11. 9	イラン人排除活動の中で生きる日本のイラン人の現状とは!? 新宿駅にたむろするイラン人の今（『宝島』）
12. 5	イラン人の「サービス」で始まった高校生男女の大麻の宴 *都内の高校生の男女25人が、自宅やキャンプ場などで、大麻パーティ（『週刊読売』）
1994. 6.10	新宿の夜に蠢くイラン人の「売買ゲーム」 *偽造テレホンカードの材料となる使用済みテレカを売るホームレスたち（『FRIDAY』）
6.22	なぜ変造テレカを売るのはイラン人だけなんだ!? ガイジンの間でもずっとナゾだった

1990年代日本における入国管理政策と非行性の産出（倉 真一）

（『SPA!』）

- 6.23 歌舞伎町マフィアの棲む街 殺しの相場一人50万円 \*歌舞伎町から3人の不良イラン人が日本人によって連れ去られた（『週刊文春』）
- 6.30 歌舞伎町マフィアの棲む街 売上金強奪・強姦のイラン人を追う（『週刊文春』）
7. 7 歌舞伎町マフィアの棲む街 ある現役ヤクザの告白（『週刊文春』）
7. 8 ヒゲのないイラン人の“仲間意識”（『FRIDAY』）
- 7.15 逮捕直後に死亡「警察に殺された」と訴えるイラン人日本人妻の“証拠”（『FRIDAY』）
- 7.21 歌舞伎町マフィアの棲む街 現役ヤクザの告白「イラン人を富士山中に運んで撃った」  
\*イラン人がクラブで強盗、強姦した事件（『週刊文春』）
- 7.28 警視庁・代々木公園のイラン人排除は警察の大実験だった。（『週刊文春』）
8. 在日イラン人顛末記 代々木公園を追われて一年。在日イラン人はどこで何をしていたのか（『ACROSS』）
- 9.16 横行する警察・入管による外国人への暴行 イラン人変死事件から \*出入国管理法、難民認定法違反容疑で拘留中のイラン人男性が死亡（『週刊金曜日』）
- 10.21 「日本人のおじさん」の悪知恵 イラン人を使って強盗重ねた店長 \*横浜市瀬谷区「ダイエー三つ橋店」現金強盗、他（『週刊朝日』）
- 10.23 イラン人集め現金強奪 「日本人オジサン」の知恵と経験 \*横浜市等で、イラン人を使ってスーパー連続現金強奪を働いた元スーパー店長（『週刊読売』）
- 
1995. 2. このまま野放しでいいのか。日本の「闇社会」ガイジン犯罪白書② テレカ偽造 サバイバルナイフで首を切断 \*不良外国人は日本のヤクザと組んで定着し始めた（『マルコポーロ』）
- 
1996. 4.19 高校生“客”も東京・大久保で“ドラッグ・マーケット”の「大麻密売現場」 \*表通りでチョコレート（大麻樹脂）やスピードの注文を取るイラン人（『FRIDAY』）
- 7.12 首都圏を荒らす外国人怪盗団 潜入ルポ・第一弾 トラックごと店につっこむイラン人の荒ワザ（『週刊朝日』）
11. 8 イラン人が支配する「闇のドラッグ帝国」にスクープ潜入第4弾 コギャルがシャブ漬けにされた！（『週刊ポスト』）
- 11.15 「闇のドラッグ帝国」潜入第2弾 捜査情報入手！ イラン人売人はこうして密輸し、コギャルに売りさばく！（『週刊ポスト』）
- 
1997. 1.10 麻薬地帯ルポ ニッポン・ドラッグ・パラダイス上 2億円荒稼ぎしたイラン人密売人が暴露 日本をヤク漬けにした悪魔の犯罪集団 ジャバディエ・レイ（『週刊朝日』）
- 4.17 外国人に貢ぐ“亡国ギャル”の金主はオジサン \*米兵や英語教師、不法滞在イラン人をむさぼり食う女子高生たち（『週刊実話』）
- 
1998. 3.18 わずか半年で一億八千万円の売り上げ。イラン人マフィアの麻薬密売手口（『宝島』）
- 
1999. 6. 3 史上最高量のLSD押収で浮かび上がったイラン人密売組織の陰 \*東京（『週刊実話』）
- 
2000. 8 渋谷路地裏で何が起きているのか イラン人プッシャー一斉逮捕の舞台裏（『ダークサイドJAPAN』）
- 

（資料）表1と同じ。

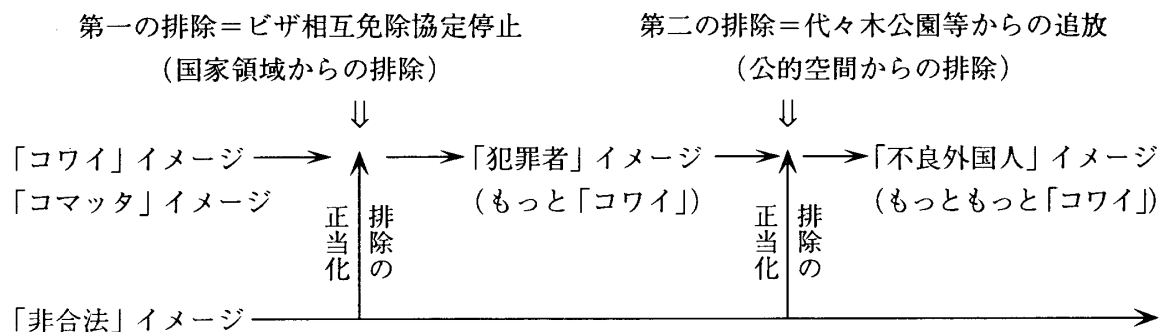
（注）表からは個別の刑事事件報道は除外した。除外した件数は、93年1件（原宿スタイリスト殺人1件）、94年1件（原宿スタイリスト殺人1件）、96年13件（集団脱獄事件13件）。

これらの最初の記事が、イラン人不可視化のきっかけとなった代々木公園からの排除＝「リトル・テヘラン」の消滅の直後に掲載されたこと（「徹底追跡 誰も書けなかった在日イラン人裏社会」『マルコポーロ』1993.9）は、イラン人たちが第二の「排除」によってより不可視な存在になったことが、「犯罪者」イメージを変容させていったことを示唆している。では変容した「犯罪者」イメージのなかで、イラン人たちとその「犯罪」は如何に語られたのか。

まず日本人から目の届かない所で、イラン人の犯罪の凶悪化（変造テレホンカードや麻薬の密売ばかりでなく、恐喝、強盗や強姦、殺人も）が進んでいるとのイメージが強調される（「イラン人は麻薬を確実に裁き、ナイフの殺しがうまい！」（『SAPIO』1993.9）、「売上金強奪・強姦のイラン人を追う」（『週刊文春』1994.6.30）、「テレカ偽造 サバイバルナイフで首を切断」（『マルコポーロ』1995.2）など）。また犯罪の集団化も、「イラン人マフィア」としてイメージされる（例えば、『週刊文春』1994.6.23, 『宝島』1998.3.18, 『週刊実話』1999.6.3など）。また彼らは日常生活を侵犯し脅かす存在（例えば「薬物汚染の元凶」）としてもイメージされる（「コギャルがシャブ漬けにされた！」『週刊ポスト』1996.11.8, 「日本をヤク漬けにした悪魔の犯罪集団」『週刊朝日』1997.1.10など）。しかもこれらのイメージは執拗に、時に連載記事という形をとって、繰り返し語られる（例えば、「歌舞伎町マフィアの棲む街」『週刊文春』1994.6.23, 6.30, 7.7, 7.21, 「イラン人が支配する「闇のドラッグ帝国」にスクープ潜入」『週刊ポスト』1996.11.8, 11.15）。

第Ⅰ期～第Ⅲ期までのイラン人の犯罪に関するイメージの形成および変遷は、これまでの分析から以下のように示すことができるだろう（図4）。

図4 イラン人犯罪イメージの形成と変遷のプロセス



まとめるとやはり第二の排除、すなわち代代木公園（リトル・テヘラン）などの公的空間からの排除もまた、イラン人の「コワイ」イメージを増殖させていったことになる。そして第Ⅲ期に現れたイラン人犯罪に関するイメージには、今日ではもはや「常識」と化してしまった外国人犯罪の特徴と呼ばれているもの—「凶悪化」、「集団化」、「日本人の被害者化」等—がすべて揃っている。またイラン人は性格自体に否定的な刻印をされた「不良」イラン人（『SAPIO』1993.9.23, 『週刊文春』1994.6.23, 『マルコポーロ』1995.2）として捉えられていく。しかし単なる法律



に違反したことでなく、犯罪に結びつく何らかの「不良」な性格が問題にされる時、その性格とはフーコーのいう「非行性」に、「不良」イラン人とは同じく「非行者」に重なり合うように見える。

#### Ⅳ 産出される非行性—入国管理制度の内部での—

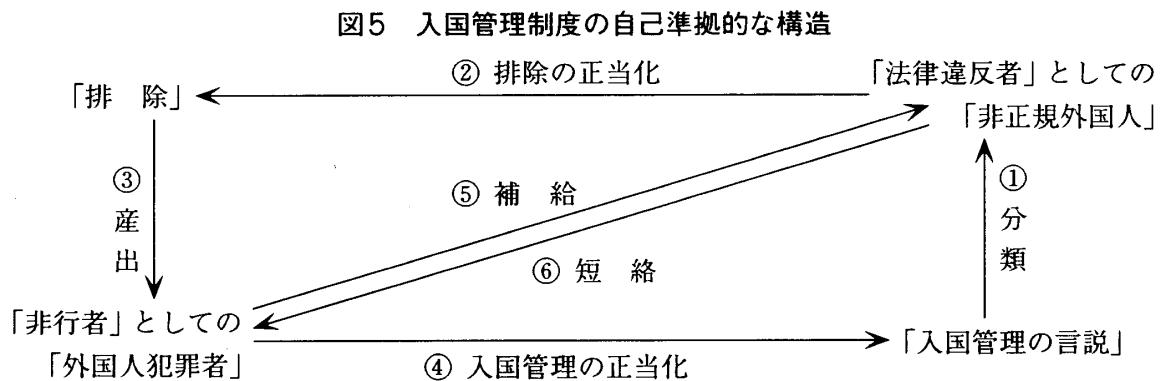
「非行者」および「非行性」の概念は、『監獄の誕生』第四部第二章「違法行為と非行性」で論じられている [Foucault, 1975=1977: 257-293]。それによると監獄は刑事司法の言説を前提とする（囚人として刑事司法が送ってくる人物を受け取る）。しかし刑事司法の言説が対象とする犯罪者と監獄が対象とする囚人とは、まったく異質な水準にある存在であり、前者が「法律違反者」(infracteur)、後者が「非行者」(delinquant)である。内田の要約によれば、「法律違反者」とは「彼の犯した違法行為によって分類され、規定される存在」であり、「犯罪を犯したということ以上の意味も以下の意味もない」。他方、「非行者」とは「彼の本能、衝動、傾向、性格などの複合体によって自分の犯罪と結びつけられる」のであり、「非行性」とは監獄の行刑技術が対象とする「犯罪者自身が持っている犯罪性、その危険で、病的で、邪悪で、有害な」性質のことである ([内田, 1990: 170-171] および [Foucault, 1975=1977: 248-250])。

まず入国管理政策（制度）を対象とする本稿において、「法律違反者」に該当するのは、明らかに「不法就労者」「不法滞在者」「不法入国者」といった「非正規外国人」である。他方、「非行者」に該当するのは既に述べたように、「非行性」によってイメージされる「外国人犯罪者」（あるいは「不良外国人」）であろう。以上を確認のうえ、これまでに明らかになった点を列挙し、そのうえでフーコーの議論を用いて整理を試みたい。まず第一に入国管理制度が入管法違反者として「非正規外国人」を分類し、彼らの社会的な存在様式を規定してきたこと。第二に「非正規外国人」の存在が、「排除」の正当化につながっていくこと。第三に「排除」的政策が実行されていくことによって、「コワサ」を増した「非行性」および「非行者」としての「外国人犯罪者」のイメージが産出されていったこと。第四に1999年入管法改正に象徴される、「非行者」としての「外国人犯罪者」の存在が、「治安維持」という理由での入国管理政策の正当化に寄与していたこと。ただし第三に関しては、産出されるのがイメージとしての「外国人犯罪者」だけということではないだろう。例えば排除的政策によって予言の自己成就的に外国人犯罪者が実際に産み出されることもあるだろう。しかし本稿ではその点を十分に議論しておらず、ここではあくまで仮説として提示するに止めておく。

これらに加えさらに二点ほど追加することも出来よう。第五に既に指摘したことだが、「外国人犯罪者」のコワサ＝「非行性」が「非正規外国人」の「非合法性」あるいは「違法性」へと補給されることで、「排除」をより正当化しやすくなること。第六に「非正規外国人」であることが短絡的に「外国人犯罪者」（不良外国人）へと結びつけられ、入国管理を正当化しやすくなること

(例：不法入国者＝不良外国人による犯罪)。以上の六点を図示すれば、以下のようになる(図5)。

監獄を含めた刑罰制度が、自分の存在を正当化する基盤を自らの効果として産出するとしたフーコーの議論は、内田によれば「自己準拠的な構造(円環)」として図式化できる[内田, 1990: 172]。図5はこれまでの考察をもとに、それをさらに刑罰制度ではなく入国管理制度に置き換えたものである。日本における(そして他国においてもおそらく同様に)入国管理政策(制度)もまた、自らの効果として「非行性」という概念と「非行者」としての「外国人犯罪者」(不良外国人)を産み出しているといえるだろう。



(注) 図中の①～⑥は、本文中の第一から第六までの要点に対応している。

なおマスメディアと「非行性」概念との関係についても付け加えておこう。フーコーは「非行性」とマスメディアの関係について以下のように述べている。

探偵〔警察〕文学と結びついた三面記事が一世紀以上のあいだ生みだしつづけたのは過度に多数の《犯罪物語》であって、そこではとりわけ非行性はきわめて卑近なものとしてと同時にまったく無縁なものとして、日常生活に永久に脅威を与えるものとして、だがその起源や動機や日常性でしかも異国的な姿をみせるその環境などの点では迂遠なものとして現われる[Foucault, 1975 = 1977: 283]。

卑近であると同時に疎遠なものであるという二重性を持つ「非行性」は、その結果、人々の間に不安を醸し出すことになる。なぜならもし単純に非行性が卑近であったなら、我々は不安をあまり覚えなまいだろう(近いけど、よく知っているから大丈夫)。また逆に単純に疎遠であったなら、これもまた不安はあまり覚えなまいだろう(よく知らないけど、遠くだから大丈夫)。しかし卑近かつ疎遠なら(近いのに、よく知らない)、不安の水準は高まらざるをえない。このような非行者に関する一定の枠組の知覚を人々に押しつける長期の企てに、フーコーによれば犯罪小説と新聞の三面記事(本稿で扱った雑誌は両者の中間的メディアといえるだろうか)が関わってくる。それは司法や警察(さらに入国管理局)による「取り締まりの総体を人々の承認可能な事態に仕

立てあげる」[Foucault, 1975 = 1977 : 283] のであり、それは「規律訓練の権力」に接続している [内田, 2001 : 235]。

最後に、もしそうであるならば、入国管理制度も外国人をただ単に「排除」する権力として捉えるのではなく、「非行性」を焦点にしながら外国人の生活態度に照準し、「矯正」し、「規律訓練」する権力として把握していく必要があるだろう。入国管理政策のなかの「矯正」し「規律訓練」する権力とは、端的に言えば移民や外国人等の「同化」や「帰化」の問題と絡んでくる。同化を「矯正」や「規律訓練」の観点から取り上げた研究としては、富山の『近代日本社会と「沖繩人」—「日本人」になるということ—] [富山, 1990] 等があるが、同様の視点は旧来外国人はもちろんのこと、例えば新来外国人と入国管理政策の今後を占う上でも、重要なポイントになっていくだろうと思われる<sup>(9)</sup>。

## <注>

(1) 「入国（移民）管理政策」という表現を最初にのみ用いた理由は以下のとおりである。

「入国管理政策」の英語訳は Immigration Control Policy となろうが、英語の Immigration には単なる「入国」のほかに「(入) 移民」といったニュアンスも強い。本稿でも単に外国人の入国を管理するのではなく、移民としての外国人の滞在、就労や生活全般への管理も含んだ意味で「入国管理政策」という言葉を用いている。また実際の政策をみても「移民管理政策」といった方が、より実態に近い表現と思われる。ただしすでに「入国管理」や省略形としての「入管」といった表現が定着していることもあり、「入国管理政策」という表現で以後は統一することにする。

(2) 新来（ニューカマー）外国人に対して、旧来（オールドカマー）外国人とは、「第二次世界大戦時までに日本に来住し、そののち定住外国人となった中国人と朝鮮人およびその子孫」[駒井, 1999 : 25] を指し、同じ外国人ではあるが新来外国人とは区別する。第二次世界大戦の終結から新来外国人が登場する1970年代末までの時期には外国人の大規模な流入はなかったが、例外として、①朝鮮半島からの密航者と、②1960年代後半の研修生名目の外国人労働者の存在があり [駒井, 1999 : 27]、旧来外国人の後史と新来外国人の前史をなしていたことが注目される。

(3) 入管法における外国人管理の基本的枠組は、外国人を「在留資格」によって区分し、それぞれ「在留期間」を付して管理することにあり、その事務を扱うのが法務省入国管理局と各地方入管局となる。また業務には出入国管理と在留管理だけでなく「国外強制退去」（強制送還）も含まれる [田中, 1995 : 35]。

(4) 「開国・鎖国」論争の問題点については、[卓, 1992] を参照。また同論争を論理的に四つのタイプ（「経済的開国派」「経済的鎖国派」「文化的開国派」「文化的鎖国派」）に分類した [石川, 1992 : 88-89] は、論争の見取り図を知るのによい。

- (5) 日本の1989年改正入管法は、アメリカの1986年移民改革統制法をモデルとしていたことが知られている。アメリカと日本との政策比較は [小井土, 1992], [小井土, 2000] 参照。
- (6) ただし日系人の場合には、労働力としての導入が最初から意図されていたわけではなく、政策の「意図せざる結果」として、日系人が有望な外国人労働力として「発見」され利用された側面が強いという。詳しくは [梶田, 2001] [梶田, 2002] を参照。
- (7) 外国人犯罪の統計的分析は犯罪率の算出一つとっても困難を伴うが、その割には安易な分析や解説が多いように思う。その点では、[橋本, 2002] はデータの扱いおよび冷静な分析で参考になる。
- (8) @nifty の新聞記事横断検索 (<http://www.nifty.com/QXCN/>) を用いて記事検索を行った。
- (9) 新来外国人のカテゴリー化を巡る言説を問題にした議論として、[山本, 2000] がある。

## <参考文献>

- Foucault, Mitchel 1975 *Surveiller et punir : Naissance de la Prison*, Gallimard. =1977 田村 俣訳『監獄の誕生—監視と処罰—』新潮社。
- 石川 准 1992 『アイデンティティ・ゲーム—存在証明の社会学—』新評論。
- 内田隆三 1990 『ミシェル・フーコー—主体の系譜学—』(講談社現代新書) 講談社。  
\_\_\_\_\_ 2001 『探偵小説の社会学』岩波書店。
- 奥村 隆 1998 『他者という技法—コミュニケーションの社会学—』日本評論社。
- 梶田孝道 2001 「現代日本の外国人労働者政策・再考—西欧諸国との比較を通じて—」『講座・社会変動 第7巻 国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房: ch.6。  
\_\_\_\_\_ 2002 「日本の外国人労働者政策—政策意図と現実の乖離という視点から—」『国際社会1 国際化する日本社会』東京大学出版会: ch.1。
- 倉 真一 1993 「景気後退下における外国人労働者」『年報筑波社会学』5, 筑波社会学会: 47-71。  
\_\_\_\_\_ 2000 「外国人のイメージ—日本のマスメディアにおけるイラン人を事例に—」『宮崎公立大学人文学部紀要』8(1), 宮崎公立大学: 71-89。
- 小井土彰宏 1992 「メキシコ系『非合法』移民労働者とアメリカ国家—歴史的動態とアメリカ国家」『現代国家と移民労働者』有信堂: 89-118。  
\_\_\_\_\_ 2000 「アメリカの移民規制とアムネステイ—日本の出入国管理政策との関連の中で」『超過滞在外国人と特別在留許可—岐路に立つ日本の出入国管理政策—』明石書店: 44-50。
- 駒井 洋 1999 『日本の外国人移民』明石書店。

1990年代日本における入国管理政策と非行性の産出（倉 真一）

- 駒井 洋・渡戸一郎・山脇啓造編 2000 『超過滞在外国人と特別在留許可—岐路に立つ日本の出入国管理政策—』明石書店。
- 卓南生 1992 「日本における『外国人労働者』議論の諸問題—問われるマスコミの姿勢—」『現代国家と移民労働者』有信堂：11-37。
- 田中 宏 1995 『在日外国人 新版—法の壁、心の溝—』（岩波新書）岩波書店。
- 富山一郎 1990 『近代日本社会と「沖縄人」—「日本人」になるということ—』日本経済評論社。
- 丹羽雅雄 2002 「入管行政と外国人登録」『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店：ch.6。
- 橋本光平 2002 「外国人犯罪の長期的動向と最近の傾向」『国際化のなかの移民政策の課題』明石書店：ch.8。
- 町村敬志 1999 「グローバル化と都市—イラン人はなぜ「たまり場」を作ったのか」『講座社会学4 都市』東京大学出版会：159-211。
- 山本薫子 2000 「『アーバン・エスニシティ』再考—ニューカマーのカテゴリー化問題をめぐって—」『年報社会学論集』13, 関東社会学会：203-214。